

令和6年度

年度更新手続きのしおり

一人親方等(第2種)特別加入者

申告・納付期限 **7月10日(水)**

保険料の算定、継続加入する者の確認、給付基礎日額の変更のため、下記の書類が必要です。
東京労働局長あてに、必ず期限までに提出してください。

書類名	作成部数	局	署	控	提出期限
保険料申告書	2	1		1	令和6年7月10日
確定保険料算出内訳書及び別紙	2	1		1	〃
保険料 申告書内訳	2	1		1	〃
一人親方継続者名簿	3	1	1	1	〃
給付基礎日額変更申請書	1 (注)	1			〃
特別加入申請書及び同別紙 (家内労働者のみ)	1	1			令和6年4月20日
念書等(家内労働者のみ)	1	1			〃

※家内労働者の特別加入申請、同別紙及び念書は、

4月20日までに到達したものに限り、

※お手数ですが年度更新関係の書類に限り、

東京労働局事務組合室へ直接郵送又は持参にてご提出ください。



東京労働局
労働基準監督署

(注) 3月に変更した加入者分は不要

目 次

1 年度更新手続要領

- (1) 表 1 算出内訳書 (㊤継続者)
- (2) 表 2 確定保険料算出内訳書 (別紙) (㊤年度中途加入者及び脱退者)
- (3) 表 3 保険料申告書内訳
- (4) 表 4 保険料申告書
- (5) 表 5 継続者名簿 (家内労働者以外)

2 特別加入保険料算定基礎額月割早見表

3 第 2 種特別加入保険料率表

4 労働基準監督署一覧

申告様式
保険料申告書内訳
確定保険料算出内訳書 (㊤継続者)
別紙 (㊤年度中途加入及び脱退者)
一人親方等継続者名簿
給付基礎日額変更申請書

年度更新手続要領

一人親方等団体の特別加入者の年度更新については、本要領に従って手続きを行ってください。

特別加入を希望する者がいる場合（加入）、要件にあてはまらなくなった場合（脱退）には「特別加入に関する変更届」（様式第 34 号の 8）をその都度、管轄監督署等へ提出する必要があります。この内容に基づき、年度更新の手続きを行ってください。確定保険料算出内訳書等を記入するのみでは手続きしたことにはなりませんのでご注意ください。

1. 作成要領

令和 4 年度より引き続き令和 5 年度に継続加入した者、及び令和 5 年度に新規加入した者等で承認を受けた者について、下記事項に留意して確定保険料の算定をしてください。

令和 5 年度確定保険料算出内訳書の作成

令和 5 年度確定保険料を正確に算定するために作成するものですから、下記によって誤りなく作成し、必ず提出してください。

(1) ㉠ 継続者

令和 5 年 3 月 31 日以前から加入し、令和 6 年 4 月 1 日以降も継続して加入する者を記載します。

(2) ㉡ 年度中途加入及び脱退者

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の期間中に、新規加入した者、脱退した者を個人別に記載します。（脱退するにはその都度変更届が必要です。）

(注) 年度中途加入及び脱退者は、その特別加入期間の月数に応じた月割計算が認められます。特別加入保険料算定基礎額月割早見表を参考にしてください。ただし、日割計算は認められていません。（H17.2.20 付基発第 74 号通達）

保険料の納付

概算保険料が20万円以上の場合には、3期分割納付が認められます。ただし、労働保険事務組合に委託している団体は概算保険料が20万円未満であっても3期分割納付することができます。

7月までに納付する額は、確定保険料の不足額がある場合はその額と概算保険料全期分または第1期分の合計です。申告書最下段の納付書（3枚1組）により、最寄りの金融機関で納付してください。

なお、口座振替納付制度を利用する団体は、領収済通知書を作成する必要はありません。

口座振替納付を利用しない場合	個別事業	7月10日(水)	10月31日(木)	1月31日(金)
	事務組合委託事業	7月10日(水)	11月14日(木)	2月14日(金)
口座振替の場合		9月6日(金)	11月14日(木)	2月14日(金)

給付基礎日額の変更

給付基礎日額の変更手続きは、年度更新時(6/3～7/10(曜日による変動あり))に加え、3月(3/2～3/31(曜日による変動なし))も日額変更の申請が可能です。期間外の申請は不承認となりますので提出期限を厳守してください。年度更新時の申請においては、4/1～日額変更申請書の提出日の間に災害が発生した場合、日額の変更は認められず、前年度の日額が適用されることになります。

なお、同じ特別加入者について、3月に変更後、再度年度更新時に変更することはできません。

また、3月に給付基礎日額を変更した者について、年度更新時に再度、日額変更申請書を記載していただく必要はありません。

確定保険料算出内訳書の書き方 (㊤継続者)

表 1

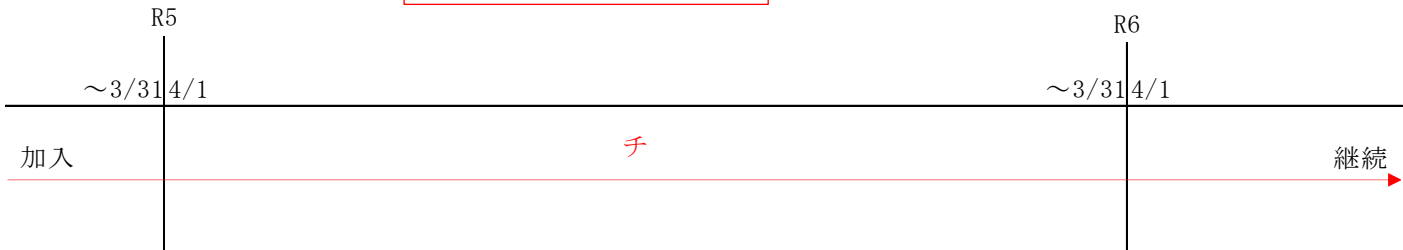
労働局用		控 用	
確定保険料算出内訳書			
(該当するものに○をつけること)			
別紙 枚添付			
一人親方等・家内労働者			
令和5年度	府 県	所 掌	管 轄
	1 3	1	0 1
労働保険番号	基 幹 番 号		枝 番 号
	1 9 0 0 0 0 0 0	8 0 0 1	
①給付基礎日額	②保険料算定基礎額	③特別加入者数	④ (②×③) 保険料算定基礎額
25,000円	9,125,000円		
24,000円	8,760,000円		
22,000円	8,030,000円		
20,000円	7,300,000円	5	36,500,000
18,000円	6,570,000円		
16,000円	5,840,000円	13	75,920,000
14,000円	5,110,000円		
12,000円	4,380,000円	2	8,760,000
10,000円	3,650,000円	7	25,550,000
9,000円	3,285,000円		
8,000円	2,920,000円		
7,000円	2,555,000円	2	5,110,000
6,000円	2,190,000円		
5,000円	1,825,000円		
4,000円	1,460,000円		
3,500円	1,277,500円	1	1,277,500
3,000円 (家内労働者のみ)	1,095,000円		
2,500円 (家内労働者のみ)	912,500円		
2,000円 (家内労働者のみ)	730,000円		
小 計		(イ) 30 人	(ロ) 153,117,500 円
総 計		㊤ (イ) + (ハ) 37 人	㊤ (ロ) + (ニ) 173,557,512 円

枝番号ごとに作成してください。

①欄は表1の(ロ)+表2の(ニ)の合計額となります。
表3 保険料申告書内訳の⑤へ記入 (千円未満切捨て)

表3 保険料申告書内訳の④へ記入

図1



令和5年3月31日以前から加入していて引き続き令和6年4月1日以降も継続して加入する者(上記チ)を、給付基礎日額別に記載してください。
令和5年4月1日に加入した者及び令和6年3月31日に脱退した者については、月割計算に該当しなくても表2の㊤(年度中途加入及び脱退者)欄へ記入してください。

(5) 継続者名簿 (家内労働者以外)

様式第34号の10(別紙)

労働保険番号 13-1-01-900008 001

労働局用 監督署用 控 用

表 5

(該当するものに○をつけること)

整理番号	特別加入予定者の氏名	依頼の承認等に 掲げるべきとの関係	業務又は作業の内容 特定業務との関係	業務	希望する給付基礎日額	備考
1	金谷 紀一	本人	建築工事に伴う塗装作業 (主に外部) イ 初し人作業を行う業務 ○ 網動工具使用の業務 ハ 給 養 給 養 ニ 有 給 養 給 養 ホ 給 養 給 養	最初に 従事した年月 神定集研に 従事した期間 の合計	20,000	
2	神部 隆夫	本人	電気設備工事 イ 初し人作業を行う業務 ○ 網動工具使用の業務 ハ 給 養 給 養 ニ 有 給 養 給 養 ホ 給 養 給 養	最初に 従事した年月 神定集研に 従事した期間 の合計	12,000	
3	村上 久男	本人	電気設備工事 イ 初し人作業を行う業務 ○ 網動工具使用の業務 ハ 給 養 給 養 ニ 有 給 養 給 養 ホ 給 養 給 養	最初に 従事した年月 神定集研に 従事した期間 の合計	7,000	
4	竹田 太郎	本人	建築工事 イ 初し人作業を行う業務 ○ 網動工具使用の業務 ハ 給 養 給 養 ニ 有 給 養 給 養 ホ 給 養 給 養	最初に 従事した年月 神定集研に 従事した期間 の合計	16,000	
5	外島 充	本人	建築工事 イ 初し人作業を行う業務 ○ 網動工具使用の業務 ハ 給 養 給 養 ニ 有 給 養 給 養 ホ 給 養 給 養	最初に 従事した年月 神定集研に 従事した期間 の合計	3,500	

令和6年度 (該当するものに○をつけること)

労働者災害補償保険
一人親方等継続者名簿

労働保険番号 13 1 01 900008 001

令和6年7月10日

名称 労働基準建設協同組合
郵便番号 102-0000
(03) -
電話番号 3512-0000 番

主たる事務所 千代田区入原0-0-0
事業の(又は団体) 所 在 地

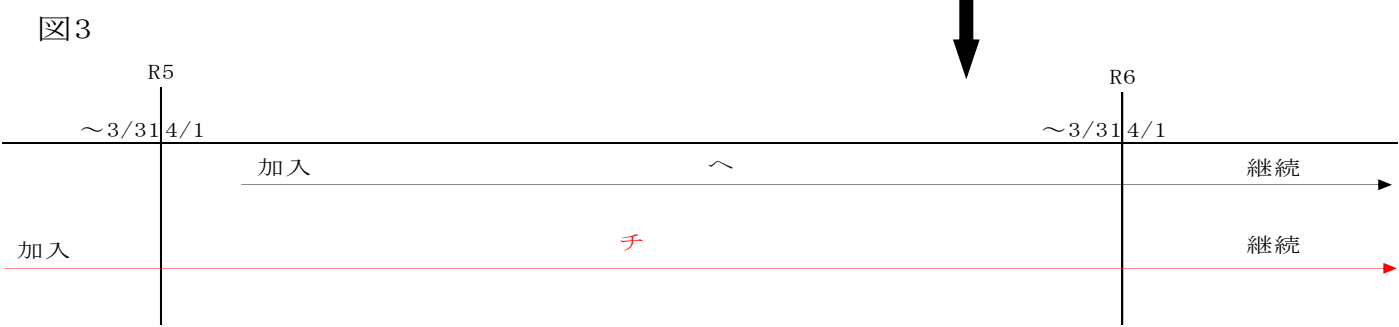
代表者の氏名 労働 太郎

東京労働局長 殿

日額変更をした場合は変更後の日額を記入

表紙も忘れずに提出してください。

令和6年3月31日以前に「加入承認」を受けていて、かつ令和6年4月1日以降も継続して加入するものについて記入して下さい。



注 令和6年4月1日以降の加入者は継続者名簿に載せないで下さい。

特別加入保険料算定基礎額月割早見表

給付基礎日額	保険料算定基礎額	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
25,000	9,125,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587
24,000	8,760,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000
22,000	8,030,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049
(3,000)	1,095,000	91,250	182,500	273,750	365,000	456,250	547,500	638,750	730,000	821,250	912,500	1,003,750
(2,500)	912,500	76,042	152,084	228,126	304,168	380,210	456,252	532,294	608,336	684,378	760,420	836,462
(2,000)	730,000	60,834	121,668	182,502	243,336	304,170	365,004	425,838	486,672	547,506	608,340	669,174

注) 給付基礎日額の()は家内労働者のみ適用

第2種特別加入保険料率表

参考資料

(令和6年4月1日)

作業又は作業の種類 の 番号	事業又は作業の種類	第2種特別加入保険料率	
		新	旧
特1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という）第46条の17第1号の事業 （個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用している貨物の運送の事業）	11/1,000	12/1,000
特2	労災則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	17/1,000	18/1,000
特3	労災則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	45/1,000	45/1,000
特4	労災則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	52/1,000	52/1,000
特5	労災則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	6/1,000	7/1,000
特6	労災則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	14/1,000	14/1,000
特7	労災則第46条の17第7号の事業（船員法第1条に規定する船員が行う事業）	48/1,000	48/1,000
特8	労災則第46条の17第8号の事業（柔道整復師）	3/1,000	3/1,000
特9	労災則第46条の17第9号の事業（創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者）	3/1,000	3/1,000
特10	労災則第46条の17第10号の事業（あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師）	3/1,000	3/1,000
特11	労災則第46条の17第11号の事業（歯科技工士）	3/1,000	3/1,000
特12	労災則第46条の18第1号口の作業（指定農業機械作業従事者）	3/1,000	3/1,000
特13	労災則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	3/1,000	3/1,000
特14	労災則第46条の18第3号イ又は口の作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	14/1,000	15/1,000
特15	労災則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	5/1,000	6/1,000
特16	労災則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	17/1,000	17/1,000
特17	労災則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	3/1,000	3/1,000
特18	労災則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	18/1,000	18/1,000
特19	労災則第46条の18第2号口の作業（事業主団体等委託訓練従事者）	3/1,000	3/1,000
特20	労災則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	9/1,000	9/1,000
特21	労災則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	3/1,000	3/1,000
特22	労災則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者及び家事支援従事者）	5/1,000	5/1,000
特23	労災則第46条の18第6号の作業（芸能関係作業従事者）	3/1,000	3/1,000
特24	労災則第46条の18第7号の作業（アニメーション制作作業従事者）	3/1,000	3/1,000
特25	労災則第46条の18第8号の作業（情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者）	3/1,000	3/1,000

労働基準監督署一覧

署番号	署名	電話		郵便番号	所在地
01	中央	(5803) 7383	労災課 ダイヤルイン	〒112-8573	文京区後楽 1-9-20 飯田橋合同庁舎 7F
03	上野	(6872) 1316	労災課 ダイヤルイン	〒110-0008	台東区池之端 1-2-22 上野合同庁舎 7F
04	三田	(3452) 5472	労災課 ダイヤルイン	〒108-0014	港区芝 5-35-2 安全衛生総合会館 3F
05	品川	(3443) 5744	労災課 ダイヤルイン	〒141-0021	品川区上大崎 3-13-26
06	大田	(3732) 0173	労災課 ダイヤルイン	〒144-8606	大田区蒲田 5-40-3 TT 蒲田駅前ビル 9F
07	渋谷	(3780) 6507	労災課 ダイヤルイン	〒150-0041	渋谷区神南 1-3-5 渋谷神南合同庁舎 6F
08	新宿	(3361) 4402	労災課 ダイヤルイン	〒169-0073	新宿区百人町 4-4-1 新宿労働総合庁舎 5F
09	池袋	(3971) 1259	労災課 ダイヤルイン	〒171-8502	豊島区池袋 4-30-20 豊島地方合同庁舎 1F
10	王子	(6679) 0226	労災課 ダイヤルイン	〒115-0045	北区赤羽 2-8-5
11	足立	(3882) 1189	労災課 ダイヤルイン	〒120-0026	足立区千住旭町 4-21 足立地方合同庁舎 4F
12	向島	(5630) 1033	労災課 ダイヤルイン	〒131-0032	墨田区東向島 4-33-13
13	亀戸	(3637) 8132	労災課 ダイヤルイン	〒136-8513	江東区亀戸 2-19-1 カメラアプラザ 8F
14	江戸川	(6681) 8232	労災課 ダイヤルイン	〒134-0091	江戸川区船堀 2-4-11
15	八王子	042 (680) 8923	労災課 ダイヤルイン	〒192-0046	八王子明神町 4-21-2 八王子地方合同庁舎 3階
16	立川	042 (523) 4474	労災課 ダイヤルイン	〒190-8516	立川市緑町 4-2 立川地方合同庁舎 3F
17	青梅	0428 (28) 0392	労災課 ダイヤルイン	〒198-0042	青梅市東青梅 2-6-2
18	三鷹	0422 (67) 3422	労災課 ダイヤルイン	〒180-8518	武蔵野市御殿山 1-1-3 クリスタルパークビル 3F
19	八王子 町田支署	042 (718) 8592	労災課 ダイヤルイン	〒194-0022	町田市森野 2-28-14 町田地方合同庁舎 2F
20	小笠原 総合事務所	04998 (2) 2102		〒100-2101	小笠原村父島字東町 152

東京労働局 労働保険徴収部 適用・事務組合課 事務組合徴収第2係
 〒102-8307 東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第3合同庁舎 12階
 TEL 03 (3512) 1647 FAX 03 (3512) 1564
 ホームページのアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/>

